

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査分

指摘事項	平成22年度の措置状況(当初)	平成22年度措置状況(当初措置後の対応)	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産(7)農地	【稲里町下水鉋】(報告書29ページ) 耕作者を特定し、売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を行い、不法占拠状態か否かを確認するとともに過去の調査も行い、その結果により耕作者への売却又は有償貸付を実施する。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産(4)駐車場	【宅地(大字浅野)】(報告書40ページ) 占有者に売却若しくは有償貸付すべきである。	現地調査により占有者を特定し、占有者への売却又は有償貸付を実施する。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産(4)建物、構築物等	【大字平柴1】(報告書40ページ) 最大の問題は契約がない状態のまま、無償使用状態が相当期間継続している点である。平成15年度調査により特定され、それまで公有財産台帳が無かったため、平成15年当時揃えることができた資料以外その経緯を示す資料が存在していない状況である。 昭和35年以降、現地がどのような状態であり、どのような経緯で上記家屋が建設されたのか不明であるが、明確なことは市民負担の公平性を欠いていることである。平成15年調査後、問題の対応ができていない市有地の中でも最も問題の大きい市有地のひとつである。早急な対応が必要である。	今後、境界立会いにより位置の特定を行い、不法占拠状態か否かを確認するとともに過去の調査も行い、その結果により占有者への売却又は有償貸付を実施する。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産(7)農地	【社会事業協会敷地】(報告書52ページ) まず実地調査により耕作者を特定する必要がある。当該敷地は長野市社会事業協会に使用貸借により無償貸付している敷地の一部であるが、この田畑としての使用まで無償貸付の範疇であるかどうかは疑問がある。事実確認の上必要であれば売却又は有償貸付すべきである。	現地調査及び貸付先(長野市社会事業協会)へ確認するなどし、耕作者の特定を行う。貸付先が使用しているのであれば、契約の目的変更を取り交したい。また、貸付先以外の者が使用している場合は、占用部分の面積を確定し、売却又は有償貸付を実施する。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産(4)駐車場	【四本柳住宅分譲地残地】(報告書55ページ) 住宅分譲地残地でもあり、事実関係、利用状況、道路の部分を確認にして駐車場として利用されている部分は賃貸借契約を締結すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや現地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は占有者への売却又は有償貸付を実施する。 また、市道敷地部分特定し、該当部分については監理課への所管換えを行う。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (4)長野市財務規則準則に関する問題点 ①公有財産台帳の管理について ア. 公有資産台帳への記載もれについて	【鬼無里ふるさとの館】(報告書66ページ) 公有財産台帳では個人89名より借入となっているが、契約書がなく借入土地かどうか不明な状況である。詳細な調査が必要である。 また上記以外に385㎡が公有財産台帳に記入漏れとなっていた。	早急に詳細な調査を実施して現況と台帳の整合性を図る。	観光課
VI 普通財産の貸付に関する事項 2 無償貸付・低額貸付に関する問題点 (1)長野市市有財産条例第4条第1項第3号の適用について(報告書90ページ)	減額基準に規定する長野市市有財産条例第4条第1項第3号関係⑤は、具体的かつ機械的に判断できる同①～④規定の項目とはその内容を異にしている。この⑤についてまで市長決裁が必要となれば本来の決裁権限者である市長の権限をその他の者に持たせることになり、当該条例の趣旨に反する。無償貸付の理由、事情等を明確にした上で市長決裁を受けることが必要である。	特に事務決裁規程に定めが無いため、行政財産使用許可の規定に準じ、部長決裁としていたものである。今後、基準にあてはまらないものについては、市長決裁を受けるものとする。	管財課

指摘事項	指摘事項	平成22年度の措置状況(当初)	平成22年度措置状況(当初措置後の対応)	担当課
2 無償貸付・低額貸付に関する問題点 (3) 無償貸付に関する個別検討 ③スポーツ・娯楽に関する施設の無償貸付等について	【厩舎】(報告書104ページ) 現在長野市馬術連盟が使用しており、行政財産とする理由が明確でない。行政財産とは長野市財務規則第135条において市において、(1)市の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したもの、(2)市において、公共の用に供し、又は供するものと決定したものとしておられる。行政財産としておく明確な理由がなければ用途廃止して普通財産に変更すべきである。 また、使用料免除の理由が不明である。使用許可に際しての当時の起案書、行政財産使用許可書及び協定書には無償の理由が書かれていない。特定の団体への補助に見えるため、免除の理由が明確でない場合は使用料を徴収する必要がある。	厩舎は、馬場馬術場(犀川第2運動場内)と一体のものであり、馬術競技振興のための施設であるため、行政財産としている。 使用料免除については、馬術連盟において施設の修繕等を行っており費用の一部を負担していること、馬術競技振興のためには競技馬の存在が不可欠であり、特別な配慮が必要なことから「長野市市有財産条例第11条第3号、第5号」により減免を認めてきたものであるが、手続きの不備については、行政財産使用料減免申請を受けて、使用許可事務を行うことで改善を図る。	手続きの不備については、平成22年度から、行政財産使用料減免申請を受けて、使用許可事務を行い改善を図った。	体育課
3 その他の普通財産貸付に関する問題点 (1) 駐車場用地等として貸し付けている土地の貸付料が妥当でない場合	【長野駅西口用地】(報告書106ページ) 貸付料の見直しが必要である。長野市財務規則第151条では「普通財産の貸付料の額は、市長が別に定めるところによるものとする。」とされており、現在の年間貸付料は固定資産税評価額の4/100(貸付料算定基準)であるが、市政の推進にあたり特別な事情があり、基準以外の方法で貸付料を定める必要がある場合は、個別に市長の決裁を得て算定することができることとされている。また、第152条第2項の普通財産の貸付契約書案に記載しなければならない事項として、第三者に使用させ、又は担保に供してはならないことが定められており、転貸は原則として禁止されている。したがって、賃借人が有料駐車場として使用するための土地の貸付は想定していないように考えられる。にもかかわらず長野市から賃借した土地を駐車場として貸付けた結果、多額の差益を生むような貸付料が設定されているのは問題である。 この契約は昭和52年から通算すると、30年以上継続しているが、差益の部分が市有地の又貸しを原因とする特定の団体の利益となっており、公平性を欠いていると言わざるを得ない。 有料駐車場としての利用を認めるならば、市有地の貸付を一般競争入札して貸付先を決定することも考えられる。 また、貸付の相手先と管理運営先が異なる点については、今後区と協議し実態に即した貸付にしたいとしているが、管理責任及び収益の帰属が曖昧であり、早急に対応すべきである。	長野駅周辺第一土地区画整理事業を進めるため当時の所管課である土地管理課が地元などと交渉を重ねる中で貸付が行われたものであることから、今後、貸付方法等について区との協議を行い、改善に努める。	地元区と交渉の結果、今年度一杯で契約解除とすることとした。	管財課
VII 公有財産の有効活用に関する監査結果 1 低・未利用地の状況把握について (5) 包括外部監査人が把握した未利用財産	【池田多目的施設】(報告書140ページ) 土地面積5,756㎡延床面積242㎡であり、未利用地等有効活用検討委員会に諮り今後の利用方法について検討すべきである。なお、敷地内に民地が2筆あるので、この処理も合わせて検討する必要がある。	第16回未利用地等有効活用検討委員会において、売却の方針決定を受けている。今後、一般競争入札による売却に向けて境界立会い・測量等を行う予定である。	境界立会い及び測量等を実施し、売却準備を進めている。	管財課
1 低・未利用地の状況把握について (5) 包括外部監査人が把握した未利用財産	【縮内地区スキー場外】(報告書150ページ) スキー場として利用されていないため契約を解除すべきである。	貸付先へ今後の利用予定について確認中である。利用予定がない場合は、契約解除を実施する。	今後の利用予定が無いことを地元区へ確認し、現在契約解除手続き中である。	管財課
2 上下水道局(報告書159ページ)	・長野市の所有であるにもかかわらず所有権移転登記がなされていない財産(①、③、④)について所有権移転登記を行う必要がある。 ・借入土地であるが使用貸借契約書が保管されていないもの(②、⑤)について契約書を適切に保管しておく必要がある。	・現在指摘されている3件の内1件について未登記解消のため、分筆測量等を実施中である。測量後、登記簿上所有者の承諾を得られしだい、未登記解消のための所有権移転登記を行う。他2件についても、順次、登記簿上所有者(相続人)を特定し、平成22年度内に登記簿上所有者から所有権移転登記の承諾を得る。 ・水道施設及び用地の現況確認を夏季までに終了し、平成22年度内に土地所有者と使用貸借契約の締結を行う。	・未登記となっている3件のうち、①中牧水系中牧浄水場については、未登記解消済み。③上野第2水源については、継続措置。④川下浄水場については、当該土地の所有権移転状況が複雑化しており、未登記解消が困難。 ・借入土地で使用貸借契約が未契約となっている2件のうち、②越水第2減圧弁槽については、所有者と使用貸借契約を締結済み。⑤宝光社第2水源については、継続措置。	経営管理課

指摘事項	平成22年度の措置状況(当初)	平成22年度措置状況(当初措置後の対応)	担当課	
<p>3 道路占用に関する占用料の徴収状況について</p> <p>④ 把握された内容ウ 一部無償物件</p>	<p>【消火栓標識の無償占用料について】（報告書163ページ）</p> <p>民間企業において市道に広告媒体を持った消火栓標識を設置している事例が存在する。これは前述の消火栓と異なり、民間企業等の営業目的で行われているものであるため有償物件であるが、一部無償扱いとなっているものが存在する。</p> <p>監理課において事実確認を行い、無償とすべき理由が存在しなければ有償とすべきである。</p>	<p>平成22年度中に書類及び現地調査等を行い、占用台帳及び占用マスターを整備する予定である。</p>	<p>占用台帳上、民間企業の消火栓標識となっていたが、書類等調査を行ったところ、消防局で設置されたものであったため、占用台帳及び占用マスターの修正を行った。</p>	<p>監理課</p>
<p>3 道路占用に関する占用料の徴収状況について</p> <p>④ 把握された内容ウ 一部無償物件</p>	<p>【橋（通路）の無償占用料について】（報告書163ページ）</p> <p>占用マスターのソート機能により占用面積の大きい物件の占用事例から順次現場確認等を実施し、もし有償無償の扱いに誤りがある事実が判明した場合には随時変更を行っていくべきである。</p>	<p>平成22年度中に書類及び現地調査等を行い、占用台帳及び占用マスターを整備する予定である。</p>	<p>書類及び現地調査等を行ったところ、無償物件となるもの又は有償物件となるもの及び物件名に誤りがあったものがあったため、占用台帳及び占用マスターの修正を行った。</p>	<p>監理課</p>
<p>3 道路占用に関する占用料の徴収状況について</p> <p>⑤ 補足</p> <p>ア 占用マスターの修正（報告書164ページ）</p>	<p>上記指摘事項のとおり、占用マスターは占用物件を一覧する機能を有しており実務的にも有効である。しかしながら物件名が重複していたり誤った物件名が付されていたりとその機能を完全に活用できていないと思われる。通路としての占用は現在市道全般において無償物件扱いであるが、占用マスターではその一部に有償物件が存在している。</p> <p>また、郵便ポストとしての占用は同じく全般において有償物件扱いだが、占用マスターはその一部に無償物件が存在している。機能を十分に活用できるよう適時に修正をすべきである。</p>	<p>平成22年度中に書類及び現地調査等を行い、占用台帳を整備した上で占用マスターの修正を行う。</p>	<p>通路については、一律で無償物件であるため、占用台帳及び占用マスターの修正を行った。</p> <p>また、郵便ポストについて、一部無償となっていた物件があったが、全て有償物件であるため、占用台帳及び占用マスターの修正を行った。</p>	<p>監理課</p>